

令和6年5月1日

保護者 各位

岡崎市立翔南中学校  
校長 寺坂 信久

## 暴風警報および特別警報発表時の対応について（お願い）

岡崎市教育委員会からの指示を受け、みだしの件について下記のとおりお願いします。  
昨年度までと対応が変わっている部分がありますので、ご注意ください。

### 記

#### 1 台風等異常気象時の対応

##### (1) 「暴風警報」「暴風雪警報」が発表された場合

###### **○児童生徒の登校する以前に岡崎市に暴風警報・暴風雪警報が発表されている場合**

ア 午前6時までに警報が解除された場合は、平常どおり始業する。

イ 午前11時までに警報が解除された場合は、午後1時から始業する。

ウ 午前11時以降警報が継続されている場合は、臨時休業とする。

上記ア、イの場合においても、道路の冠水、河川の増水、積雪等により、登校が困難と校長や保護者が認める場合は、該当児童生徒を自宅待機とし登校させない。

※災害発生時、発生前後における登校の可否の判断に際しては、学校が通学路の安全確認を行うとともに、状況に応じて家庭で判断することも必要となります。  
※家庭で登校しないことを判断した場合、オンライン欠席連絡でご連絡ください。

###### **○児童生徒の登校後に岡崎市に暴風警報・暴風雪警報が発表された場合**

ア 気象・交通機関及び通学路の状況等から児童生徒を安全に帰宅させようと判断したときは、授業を中止して速やかに下校させる。

イ 通学路が危険と認められるときや通学距離等により帰宅が困難と認められるときは、当該児童生徒の安全を校内において確保する。必要があれば、保護者へ迎え等を依頼する。

##### (2) 「特別警報」が発表された場合

###### **○児童生徒の登校する以前に岡崎市に特別警報が発表されている場合**

ア 児童生徒を登校させない。

イ 特別警報解除後も、学校は災害の状況及び気象・通学路の状況等に係る情報収集に努め、児童生徒は安全に登校できると判断できるまでは、登校しない。

###### **○児童生徒の登校後に岡崎市に特別警報が発表された場合**

ア 即刻、授業を中止し、災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等に係る情報収集並びに児童生徒の生命及び安全を確保する最善の対応（学校留め置き、外部の避難場所への移動、保護者への引渡し等）を迅速に行う。

イ 児童生徒を校内に留め置いた場合は、特別警報解除後も災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等に係る情報収集に努め、児童生徒を安全に下校させようと判断できるまでは下校させない。

**(3) 「暴風警報」「暴風雪警報」及び「特別警報」が発表されていないが、大雨等異常気象により児童生徒の安全確保に困難が予想される場合**

ア 校長は、学校周辺の災害状況等を踏まえて判断し、休業や授業の中止を決定する。

イ 校長は、児童生徒が居住する地域の災害状況等により、安全に登校できないと認める場合は、該当児童生徒を自宅待機とし登校させない。

ウ 校長は、学校周辺及び児童生徒が居住する地域、または通学路の災害状況等により、安全に帰宅できないと認める場合や、通学距離等により帰宅が困難と認める場合は、当該児童生徒を校内待機とし下校させない。必要があれば、保護者へ迎え等を依頼する。

※早帰りやお迎えを依頼する場合、配信メールやホームページでご連絡します。  
◎電話回線確保のため、電話での学校への問い合わせはご遠慮ください。

〈登校前に警報が発表された場合〉

発表・解除時	暴風警報・暴風雪警報	特別警報	その他の場合
午前6時 までに解除	通常通り登校	登校しない ※解除後	大雨や河川の増水等により、登校が困難と、校長・保護者が判断した場合は登校しない
午前11時 までに解除	午後1時から授業開始	安全確認後、配信メール・ホームページにて授業開始時刻を連絡（それまでは登校しない）	※配信メール・ホームページにて各家庭に連絡
午前11時 以降に解除	臨時休校（登校しない）		※保護者は、オンラインで学校に連絡

〈在校時に警報が発表解除された時〉

発表・解除時	暴風警報・暴風雪警報	特別警報	その他の場合
発表中	安全に帰宅させ得ると校長が判断した場合 ⇒職員が付き添って一齐下校 危険が認められる場合 ⇒校内待機 ※必要に応じて保護者に迎えを依頼	即刻授業を中止し、最善の対応を迅速に行う ・学校待機 ・外部避難場所へ移動 ・保護者への引き渡し	安全に帰宅できない、距離等により帰宅困難と認める場合 ⇒該当児童生徒を校内待機 ※必要に応じて保護者に迎えを依頼
解除後	/	気象・通学路の安全が確認できるまで下校させない	/